資料4

議題４　火葬後の焼骨持ち帰りについて（知多市提出）

市名	回答		
	（１）条例・規則 制定の有無	（２）運用や相談対応 事例の有無	（２）（運用・相談事例ありの場合） 運用や相談対応事例の内容
名古屋市	制定なし ※「焼骨処分に係る事務取扱」を定めています。	運用・相談事例あり	葬儀会社様よりご遺族に収骨の希望について確認いただき、希望されない場合は焼骨受入願書を火葬許可証等と併せて提出いただいております。
豊橋市	制定あり	運用・相談事例あり	【斎場担当部署回答】 焼骨の引取りをしない旨の申出がある場合、豊橋市斎場条例第10条の規定に基づき処理をしている。その際、焼骨処分願の提出を求めている。 【生活保護担当部署回答】 親族調査の結果、全く引き取り手のいない遺骨については、葬祭業者に依頼し永代供養を含め、納骨している(墓地埋葬法及び生活保護葬祭扶助での葬儀）。
岡崎市	制定あり	運用・相談事例なし	
一宮市	制定なし	運用・相談事例あり	一宮市斎場管理要綱の第10条に規定している。 斎場使用者が焼骨を引き取らない場合は、一部を斎場職員が拾骨し、保管するとしており、保管した拾骨について相当期間（6か月）を経過しても、引取りがないときは、斎場において整理するとしている。
瀬戸市	制定あり	運用・相談事例あり	焼骨の収集あるいは確認及び収骨について、瀬戸市斎苑条例施行規則第７条の規定に基づき、別添の念書の提出があった場合に瀬戸市斎苑で処分している。
半田市	制定なし	運用・相談事例あり	当斎場では、別添資料にあるとおり、遺族から依頼が必要と考えることから、「死体火葬許可証」の下部に「個人（〇〇）の遺骨については、今後一切要求いたしません、半田斎場において、遺骨を処分することに同意します。」という文面を付けて、コピーをとり、〇〇に故人の名前を記入してもらい、余白に依頼者（喪主）の住所、氏名、続柄を記入していただいています。
春日井市	制定なし	運用・相談事例あり	遺骨を持ち帰らない場合は遺骨の処分届を提出してもらう 申請人は火葬許可証の申請者
豊川市	制定なし	運用・相談事例あり	焼骨の持ち帰りをしないことを認めています。その場合、焼骨の処分を委ねる旨の書面に署名をいただいています。
津島市	制定あり	運用・相談事例あり	焼骨を引き取らない旨の申出があったときは、火葬当日、斎場で「焼骨処分願書」を提出させた上で、市において焼骨を処分します。火葬終了後は、死体火葬許可証に火葬執行の証明をしたものを返却しています。
碧南市	制定あり	運用・相談事例なし	
刈谷市	制定なし	運用・相談事例あり	〇運用 「収骨なし」を希望する場合は、焼骨確認時（焼骨立会確認は必要）に、同意者（主に火葬申請者）が市長あての「同意書」を提出する。 〇相談対応 火葬予約時または火葬前に、主に葬祭業者からの情報により、斎園事務室が「収骨なし」を確認し、火葬前に火葬場の火夫に連絡して対応する。
豊田市	制定あり	運用・相談事例あり	遺族が焼骨の全部又は一部を引き取らない場合、「焼骨の引き取りに関する確認（依頼）書」を火葬場の受付に提出してもらうことでその意思確認を行い、市で引き取っている。 また、火葬施設利用申請者と本申請者が異なる場合には、本人確認のため、免許書等の写しをとっている。 本様式は、事前に葬儀業者には周知しており、ご遺族はその存在を承知している場合が多いことなど、焼骨の引き取りに関するトラブルは起きていない。 なお、資料添付した「やさしい日本語バージョン」について、現時点では使用事例はない。
安城市	制定あり	運用・相談事例あり	すべて収骨しない場合、焼骨処分願を提出してもらっています。
西尾市	制定あり	運用・相談事例あり	西尾市斎場の管理及び運営に関する規則 （焼骨の引取り） 第10条　利用者は、市長が指定した日時にその焼骨を引き取らなければならない。 ２　前項の日時に利用者が焼骨を引き取らない場合は、市長がこれを処理することができる。
蒲郡市	制定なし	運用・相談事例あり	親族の方に「覚書」へのご署名を頂いた上で処分している。親族の方からのご署名を頂けない場合は斎場内で一時保管し、担当課で親族への確認が取れ次第処分しているが、30年以上保管されている焼骨もあり、今後の対応をどうするか検討中。
犬山市	制定なし	運用・相談事例あり	親族が焼骨を全く持ち帰らない場合は、火葬場にて処理している。
常滑市	制定なし	運用・相談事例あり	親族が焼骨を全く持ち帰らない場合は、親族に焼骨処分依頼書を市へ提出してもらったうえで、火葬場で残骨灰と同様に処理している。
江南市	制定なし	運用・相談事例なし	
小牧市	制定なし	運用・相談事例なし	
稲沢市	制定なし	運用・相談事例あり	別添『焼骨処分願書』に記載していただき焼骨処分している。 （令和5年度火葬件数32件/1,647件中）
新城市	制定あり	運用・相談事例なし	

議題４　火葬後の焼骨持ち帰りについて（知多市提出）

市名	回答		
	（１）条例・規則 制定の有無	（２）運用や相談対応 事例の有無	（２）（運用・相談事例ありの場合） 運用や相談対応事例の内容
東　海　市	制定あり	運用・相談事例あり	【運用方法】 ①焼骨を引き取らない場合、『焼骨の所有権放棄、紛争を持ち込まない旨の誓約書』を提出して頂く。 ②引き取りされない焼骨は、火葬場職員が部分収骨し、1か月保管する。 ③後日やはり焼骨を引き取りたいと申し出があった場合、『焼骨の所有権放棄の撤回の旨の誓約書』を提出して頂いた上で、焼骨を引き渡す。 ④１か月の保管期間終了後は、他の残骨灰と同様に処理する。
大　府　市	制定あり	運用・相談事例あり	東海市と同様
知　多　市	制定なし	運用・相談事例あり	親族は判明しているものの、死亡者との交流がない等の理由により焼骨の引き取りを拒否する事例あり。 福祉担当・高齢者担当からの依頼により、焼骨全骨を火葬場で処分している。 その際に、焼骨の所有権放棄と、親族間で係争が生じた場合は当事者間で解決する旨の誓約書を、親族から提出させている。 ※行旅不明人など、身元不明者の場合は、親族などが判明する場合を考慮し、焼骨を保管している。
知　立　市	制定なし	運用・相談事例あり	条例・規則の制定はありませんが、 収骨を行わず、ご遺骨の処分を希望される場合には遺族代表者に”依頼書”を記載いただいています。
尾 張 旭 市	制定なし	運用・相談事例なし	
高　浜　市	制定あり	運用・相談事例あり	衣浦衛生組合（高浜市と碧南市で構成される一部事務組合）が運営する衣浦斎園では規則に基づき、焼骨を持ち帰らない場合は、残骨処分をしている。 【参考、「衣浦衛生組合衣浦斎園の管理及び運営に関する規則」】 第９条　利用者は、管理者が指定した日時にその遺骨を引き取らなければならない。 ２　前項の日時に利用者が遺骨を引き取らない場合は、管理者がこれを処理することができる。
岩　倉　市	制定なし	運用・相談事例なし	
豊　明　市	制定なし	運用・相談事例なし	
日　進　市	制定なし	運用・相談事例なし	市営火葬場なし
田　原　市	制定なし	運用・相談事例あり	遺骨処理依頼書（別紙）により対応 （令和５年度　７件、令和４年度　４件、令和３年度　６件）
愛　西　市	制定なし	運用・相談事例なし	
清　須　市	制定なし	運用・相談事例あり	誓約書（遺族として収骨を放棄し、行政に遺骨の処理をお願いする。後日、一切の異議申し立ては行わない。）を喪主名義で提出いただき、対応している。
北名古屋市	制定なし	運用・相談事例なし	
弥　富　市	制定なし	運用・相談事例あり	「遺骨の処分についての同意書」という様式に喪主又は代表者の署名をもらっている。
みよし市	制定なし	運用・相談事例なし	
あ　ま　市	制定なし	運用・相談事例なし	
長久手市	制定なし	運用・相談事例なし	火葬場設置なし